

入善町 LINE 公式アカウント利用規約

1 趣旨

入善町（以下「町」という。）が運用する LINE 公式アカウント（以下「当アカウント」という。）の利用規約（以下「本規約」という。）を次のとおり定めます。

2 適用

本規約は、当アカウントを通じて提供するサービス（以下「サービス」という。）を利用する全ての方（以下「利用者」という。）に適用されます。

利用者は、サービスを利用することにより、本規約に同意したものとみなします。また、利用者は、本規約に加え、LINE 株式会社が定める規約等を遵守するものとします。

3 サービス

町が当アカウントにより提供するサービスは、次に掲げるものとします。

- (1) 災害情報等の広く周知すべき情報の配信
- (2) 利用者の受信設定に基づく情報のセグメント配信
- (3) 特定のキーワードに対する情報の自動返答
- (4) 各種オンライン申請
- (5) 窓口等の予約
- (6) 利用者が写真や位置情報等を当アカウントへ送信し、町へ情報提供する通報サービス
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町が適当と認めるサービス

4 回答

町は、当アカウントの利用者から投稿されたメッセージ等に対し、原則として個別の回答を行わないものとします。

5 禁止事項

利用者は、当アカウントの利用に際して、次に掲げる行為をしてはならないものとします。利用者による投稿について、町が、禁止事項に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく、投稿の全部又は一部の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 法令等に違反し、又は恐れのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 政治活動、選挙活動及び宗教活動を目的とした行為

- (4) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
- (5) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長し、人権等を侵害する行為
- (6) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等個人のプライバシーを害する行為
- (7) 当アカウントと関わりのない商品、店舗若しくは企業の紹介又は広報、宣伝等の商業活動を目的とした行為（ウェブサイトの紹介などを含む。）
- (8) 成りすまし、虚偽若しくは著しく事実と異なる情報又は正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (9) 有害なプログラム等を送信することにより通信機能の妨害、情報の窃取又は他者のアクセスを妨害する行為
- (10) 犯罪行為に結びつく内容又は犯罪行為を助長する内容を掲載する行為
- (11) その他町が不適切であると判断した行為

6 知的財産権の帰属

掲載している記事、写真、イラスト、音声、動画等に関する知的財産権は、町又は町以外の正当な権利を有する者に帰属します。また、出所を明記しての掲載は可能です。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではありません。

7 免責事項

- (1) 町は、当アカウントの掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。また、当アカウントの掲載情報の全てが、町の公式発表又は見解を必ずしも表しているものではありません。
- (2) 町は、利用者が当アカウントの掲載情報を利用又は信用したことにより生じた直接又は間接的な損害については、一切の責任を負いません。
- (3) 町は、当アカウントに関連して生じた利用者間のトラブル又はその被った損害について、また、当アカウントに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害については、一切の責任を負いません。
- (4) 町は、利用者により投稿されたコンテンツについては、一切の責任を負いません。
- (5) 町は、予告なく当アカウントの掲載情報を変更若しくは削除し、サービスの運用を中断し、又は中止する場合があります。
- (6) 町は、本規約について予告なく変更する場合があります。
- (7) 投稿された全てのコンテンツは、投稿されたことをもって、投稿者は町に対し、その投稿コンテンツを無償で自由に使用する権利を許諾したものとし、かつ、町に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

- (8) 町は、投稿されたコンテンツを運営会社に提供して共有し、本サービスの精度向上及び品質改善のため、運営会社が当該コンテンツを使用いたします。
- (9) 町は、LINE 株式会社又は第三者が提供するソフトウェア、アプリ等の機能、利用方法、技術的な内容等に関する質問、問い合わせ等に関しては、一切回答しません。

8 個人情報

町は、当アカウントで取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び入善町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年入善町条例第 2 号)に従い、適切に取り扱うものとします。

9 その他

本規約に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとします。